

I 社会に応える社会福祉学を基礎とする

ソーシャルワーク教育の充実のために

—新たな加盟審査基準の策定と認証評価事業の実施に向けて—

(素案)

2009年4月11日

社団法人日本社会福祉教育学校連盟

4合同委員会

○わが国の大学等における社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育のあり方は、現在大きな岐路に立たされている。

○少子・高齢化の急速な進展や世界的な経済不況にともなう厳しい経済環境にあつて、国民が暮らしを営むにあたって、多くの深刻な問題が発生している。そのような環境にあつて、福祉ニーズを有する市民が、地域社会において質の高い生活を営むことができるよう的確な支援を行うことができるソーシャルワーカーの役割はますます重要なものになっている。そして、そのような国民の福祉ニーズに応えることのできる高い実践力を有するソーシャルワーカーの養成が求められている。

○一方、大学等におけるソーシャルワーク教育をめぐる大きな環境の変化として、第一に2009年度からの新たな社会福祉士の養成カリキュラムの開始等ソーシャルワーカーの養成教育をめぐる動向、第二に、近年の大学における教育の質の保証のあり方をめぐる動向、第三に、大学教育及びソーシャルワーク教育をめぐる国際的な動向、第四に、福祉系学部・学科等における近年の大幅な受験生の減少傾向等があげられる。

○第一のソーシャルワーカー養成教育の動向については、先ず社会福祉士の新たな養成カリキュラムの実施があげられる。社会福祉士・介護福祉士制度が創設されて20年が経過した2007年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が公布され、それに基づいて2009年度より新たな養成カリキュラムが開始された。2006年12月の社会保障審議会福祉部会の意見書によると、社会福祉士が果たすべき役割が次の三つに整理されている。

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割

- ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③ 地域の福祉課題や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

今回の改正は、この三つの役割を適切に果たしつつ、今日的な福祉課題に対応していくために、実践力の高い社会福祉士を養成していく必要性があるとし、実習・演習教育の質の担保及び標準化をはじめ、新たに社会福祉士が習得すべき知識と技能が加えられている。

○また、社会福祉士及び介護福祉士法改正における附帯決議として、社会福祉士については、都道府県及び市区町村の福祉事務所への社会福祉士の登用の促進策の検討、社会福祉施設長、生活指導員等への社会福祉士の任用の促進、専門社会福祉士の仕組みの早急な検討、司法・教育・保健医療等の分野における職域拡大などが決議されている。

○今後、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を有する者の任用・職域拡大、適切なキャリアパスの構築等を確立していくことが求められる。

○精神保健福祉士においても、今後精神保健福祉士法の改正が予定され、精神障がい者の社会復帰や地域生活を支援していく上での知識や技術、また、新たな職域拡大に対応したカリキュラムのあり方が検討されている。政府による教育委員会・学校へのスクール（学校）ソーシャルワーカーの配置事業が開始され、社団法人日本社会福祉士養成校協会において、2009年度よりスクール（学校）ソーシャルワーカー養成課程認定事業が開始されている。また、刑務所などの司法分野における社会福祉士、精神保健福祉士の任用が進められている。今後、より高度な知識と経験、技能を有する専門社会福祉士の認定のあり方について、社団法人日本社会福祉士会を中心にして検討されると想定される。

○福祉系の学部・学科等にあつては、新たな社会福祉士養成カリキュラムに沿うだけでなく、今後の社会の動向を見据え、その要請に応じて育てるべきソーシャルワーカー等の人材像を明確にし、独自の教育理念と目標（エデュケーションポリシー）に基づいたそのような人材を育てることを実現する一連の体系的な教育プログラムの構築とその実施、また検証が求められていると言えよう。

○第二の近年の大学における教育の質の保証のあり方をめぐる動向については、2008年3月の中央教育審議会大学分科会制度・教育部会による「学士課程教育の構築に向けて」において、各大学に対し、明確な「三つの方針」（①学位の授与、②教育課程編成・実施、③入学者受入れ）に貫かれた教学経営、PDCAサイクルの確立を要請することとしている。さらに、わが国の学位の水準の維持・向上に向けた枠組みづくりが必要とし、分野別の質保証の枠組みづくり（「学習成果」や到達目標の設定、コア・カリキュラム、教材の研究開発などに関し、日本学術会議と連携して対応）を提起している。

○また、2009年3月の教育再生懇談会の最終報告「大学全入時代の教育の在り方について」においては、大学教育の質を担保するために、大学は入学者の基礎的な学力を確保すること、大学は卒業生の質に責任を持つなど学生の質の担保すべきとし、そのためにも大学教育に対する外部チェックの厳格化が提起されている。第三者評価については、「被評価大学（学部・大学院）の分野毎の教育、研究水準の比較を可能にするため、評価指標を明確化し、数値化された評価結果を用いるなど、分かりやすく公正かつ客観的なものとする」と方向性を示している。また、「質の担保をなおざりにしたまま、高等教育の量的拡大に応じて、公的支援を増額することについて、納税者の賛同を得ることはできず、質の担保に努力しない大学は淘汰されることも止むを得ない。」としている。さらに、「国立大学法人運営費交付金、私学助成金、各種G Pなどの公的支援の配分にあたっては、大学教育の質の担保・向上に向けた取り組みを厳正に評価した上で、その評価に応じ配分の在り方を大胆に見直すことを前提に、国はこれらの公的支援を拡充する。その際、取り組みが不十分であり、納税者の支持を得られないと評価される大学には公費を投入しないことも選択肢として含めること」を提起している。

○このように、大学等における教育の質の保証をめぐっては、社会の目は一段と厳しいものになっている。学生の知識、能力を担保しない大学教育については、淘汰される方向であり、本会としても各会員校において、社会から要請される大学等における社会福祉学を基礎としたソーシャルワーク教育の質の担保を図るための一層の努力が求められている。

○第三に、グローバリゼーションの進展を背景にし、世界では、大学教育の国際化、国際間の競争が激しくなっていること、またソーシャルワーク教育をめぐる国際的な動向についても、視野におく必要がある。

○周知のように、世界において大学における国際間の競争が激化し、優秀な学生を確保するための学生へのインセンティブの付与、共同研究機関の設置や単位互換制度など大学教育の国際化が急速に進んでいる。EUにおいては、大学教育の共通の枠組みを作る

ためのボローニャ宣言が、1999年に採択され、現在46ヶ国が参加し、欧州大学協会（EUA）においては800の大学が加盟し、効果的な大学教育の質の評価が進みつつある。

○わが国においても、「留学生30万人計画」が進められており、特にアジアにおける大学とのソーシャルワーク教育における連携・協力のあり方について焦眉の課題となっている。

○また、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）と国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）によって、2004年のオーストラリア・アデレードの総会において、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準（グローバル・スタンダード）が採択されている。わが国の社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の水準が、わが国特有の文化や歴史、社会的な背景を踏まえつつ、この世界基準（グローバル・スタンダード）を充たすよう十分に検討する必要がある。

○第四の福祉系学部・学科等における近年の受験生の大幅な減少傾向については、2005年度までは増加傾向にあったが、2006年度から連続して減少に転じ、2009年度入試においては、相当数の大学の福祉系学部・学科等において定員割れを起こす状況になっており、極めて深刻な事態となっている。大幅な受験生の減少は、将来の我が国の社会福祉を担う人材の枯渇を意味するものであると同時に、基礎学力を有しない学生の入学を促すことにもなり、大学等における教育のあり方にも大きな影響を及ぼす要因となる。

○受験生の大幅な減少は、近年の政府の社会保障財源の抑制策による、実践現場における従事者の低賃金、重労働、高い離職率などを反映した福祉イメージの低下、また、1990年代後半から2000年代半ばにかけての福祉系大学、学部・学科等の新設ラッシュによる定員の著しい増加などがあげられる。福祉系の学部・学科等に受験生が回帰するには、現場で働く従事者の労働環境の改善、社会福祉士等の国家資格取得者の任用や職域拡大、待遇改善が図られることが必須であるが、その前に教育機関としては、このような危機的な状況にあって、大学等における社会福祉学を基礎としたソーシャルワーク教育の使命と目的に立ち返り、社会が求める資質を有したソーシャルワーカー等の福祉人材を確実に輩出していくことが求められよう。

○そのためには、学生の質を担保する教育の質の標準化を図り、他の学問領域と比較しても遜色ないすぐれた教育実践を展開し、その実績について広く社会に開示し、その評価を得ていく必要がある。

○社団法人日本社会福祉教育学校連盟では、2005年3月の総会において、加盟審査基準を内規として定め、また加盟後は別に定めるアクリディテーションを受け、その教育の水準の質的向上を図るものとするとしている。その後、本基準による加盟入会審査（コンサルテーション）委員会による加盟審査（コンサルテーション）の実施、社会福祉専門教育評価委員会における認証評価事業についての検討、社会福祉専門教育委員会における教育水準向上のためのガイドライン（資料1参照）・社会福祉専門教育におけるコア・カリキュラムの構想について検討を行ってきた。

○このたび、上記三委員会に加え大学院教育検討委員会の4委員会の代表による合同検討委員会を設置し、これまで述べてきた大学等における教育の質を保証すべき社会的な背景を踏まえ、今日また将来にわたる社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の充実に向けた本会における新たな加盟審査基準及び認証評価事業の実施に向けた基本方針を策定するものである。

Ⅱ 社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟審査基準及び認証評価 についての基本方針（素案）の考え方

(1) 新加盟審査基準は、各社会福祉系学部・学科等における教育の独自性を尊重しつつ、アドミッションポリシー、学生に対する教育の達成目標・コンピテンシーなどの水準を明確にするとともに、それらを実現するためのカリキュラムやシラバス、教育方法など一連のアカデミックプランニングに基づく教育プログラム、また適切な教育の体制、教員の適性の内容などを重点的な内容とする。

(2) 認証評価基準は、加盟審査基準と連動したものとし、それらの内容の実施状況や改善に向けた実施状況などについて自己点検・評価を行い、これらの内容について実地踏査を含めて行うものとする。

(3) 審査・評価は、大学等における第三者評価の基準の内容とできる限り重複しないよう分野別評価に対応したものとし、社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の教育プログラムにおける特徴的な内容とその実施状況について行うものとする。

(4) 審査・評価にあたって、なるべく対象となる各校の負担を重くしないように努めるとともに、これらの機会を通して、各校における教育内容の質の向上が図れるよう、その実質化を図るものとする。

(5) 基準の内容は、大学教育の国際化に対応するとともに、国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)・国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)が2004年に採択したソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準(グローバル・スタンダード)に、わが国独自の状況を踏まえつつ、対応したものとす。

(6) 近い将来における本会と、社団法人日本社会福祉士養成校協会・一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会との合併を想定し、資格取得のための養成カリキュラムの内容を視野に入れつつも、大学や大学院等の独自性や高等教育機関としての教育の質の向上に資するものとする。

(7) 審査・認証評価の過程において、社会的に開示されたもの、実践現場に寄与できる人材の養成に対応すべく、ソーシャルワーカー等職能団体等の協力を得るものとする。

(8) 審査・認証評価の内容、結果について、本会のホームページ等で公開するものとする。

Ⅲ 社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟審査基準及び認証評価について の基本方針（素案）

社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の質の保証に関する社会的な要請に応えるべく、社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下「本会」と略述する。）として、下記の通り本会への加盟審査と認証評価に関する基本方針（素案）を策定し、別添のとおり基準を定めることとする。

1. 目的

加盟審査基準は、本会定款第3条に規定する目的を達成するために、同第6条に規定する入会審査基準を内規として定めるものである。なお、本基準は、加盟に際しての要件を示すものであり、申請校は、本会への入会申請に当たって、行われる社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の一定の質の保証を示すことに努めなければならないものとする。

また、加盟後はこれらの基準にもとづく一連の教育プログラムの実施状況について、認証評価（アクレディテーション）を受け、社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の水準のさらなる質的向上を図るものとする。

本会における加盟審査と認証評価は、本会定款第3条「この法人は、社会福祉学の教育等の質的向上を図るとともに、社会福祉学に関する学術研究を推進し、もってわが国の社会福祉教育の啓蒙・普及に貢献することを目的とする」とあるように、その一連の手続きを通し、各校が主体的に社会福祉学を基礎としたソーシャルワーク教育の質の向上を図ることを促すことを目的とするものである。

2. 加盟審査・認証評価の単位

会員の加盟は、本会定款第5条のとおり、現行は、高等教育機関単位であるが、加盟審査及び認証評価の単位は、下記のとおり単位で行うものとする。

- 大学・短期大学は、原則として学科単位とする
- 専修学校は、原則として専攻単位とする
- 大学院修士課程は、原則として専攻単位とする
- 専門職大学院は、原則として専攻単位とする
- 大学院博士課程は、原則として専攻単位とする

3. 加盟審査の手続き・方法

下記の基準に従って、その内容を定められた形式による文書によって示すこと。また、その根拠となる資料を添付すること。

（具体的な手続き等は別に定める）

4. 認証評価の手続き・方法

下記の基準に従って、その実施状況、改善のための方策について定められた形式による文書によって示すこと。また、その根拠となる資料を添付すること。

(具体的な手続き等は別に定める)

IV 社団法人日本社会福祉教育学校連盟 加盟審査・認証評価基準の構成 (素案)

(4年制大学の加盟審査・認証評価基準の内容)

申請する学科等における一連の社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育のプログラムが、下記に掲げる基準を満たしていることとする。

1. 教育目的・目標（エデュケーション・ポリシー）に関する基準

- ① 教育の目的・目標が、ソーシャルワークの国際定義、倫理綱領に沿って、ソーシャルワークの価値と倫理を反映したものになっていること。
- ② 教育目標・目的に関する記述が、受験生をはじめ、関係者が理解できるように明確に述べられていること。
- ③ 目的・目標のなかに、養成すべき社会福祉に関するソーシャルワーカー等の人材像、卒業後のキャリア形成が適切に表現されていること。

2. 教育プログラムの達成目標と成果に関する基準

社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下「本会」と略述する。）として、社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育によって獲得すべき能力について別表1（資料2参照）のとおり設定している。会員校にあつては、これを参酌し、下記の点について、各校における一連の教育プログラムの達成目標とその成果を明らかにしなければならない。

- ① 社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育プログラムの達成目標と期待される教育成果を明らかにすること。
- ② 一連の教育プログラムの策定とその実行にあたっては、ソーシャルワークの価値と倫理原則を反映したものであること。
- ③ 学生の知識と心の発達を、その発達段階に応じて適切な教育方法が明示されていること。
- ④ 教育プログラムの中に、ソーシャルワークの中心的知識、方法、価値、技能が明確に反映されていること。
- ⑤ 学生が、ソーシャルワークの価値、知識、技能を自分で用いることができるようになるかについて、その基礎レベルへ導く手順が示されていること。
- ⑥ 教育プログラムが、関連する文化、経済、コミュニケーション、社会、政治、心理、地域性といった諸要因の影響を反映したものであること。
- ⑦ 教育プログラムの達成目標と期待される成果が、どの程度達成されたかを評価できるようになされていること。

3. 入学者選抜に関する基準

- ① 教育目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、適正な方法により公開されていること。
- ② 入学者の選抜基準・選抜方法が明確に定められ、社会に対し透明性が確保されていること。
- ③ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されていること。
- ④ 複数の入学者選抜方法を採用している場合、それぞれの選抜方法の位置づけ及び関係が適切であること。
- ⑤ 障がいのある者等が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていること。
- ⑥ 社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の一定の質の水準を保つための環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数が適正に管理されていること。
- ⑦ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないこと。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていること。
- ⑧ 入学者選抜の方針・選抜基準・選抜方法等のあり方について、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されていること。

4. 教員組織に関する基準

- ① 一定の水準の社会福祉学教育を基礎とするソーシャルワーク教育を行うための教員組織編成のための基本的方針を有し、それに基づいた教員組織編成がなされていること。
- ② 教員組織は、学科単位ごとに社会福祉学教育を基礎とするソーシャルワーク教育を担当する者として、大学設置基準で定められた社会福祉関係学部の学科の専任教員数以上で構成されていること。その学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とすることとする。
- ③ 上記の社会福祉学に関する専任教員については、下記の要件を満たしているものとする。
 - (1) 社会福祉学について教育上または研究上の業績を有する者
 - (2) ソーシャルワークについて高度の技術・技能を有する者
 - (3) 社会福祉学及びソーシャルワークについて優れた知識及び経験を有する者

(加盟審査・認証評価においては、過去5年の研究・教育業績、加入学会、学位(取得大学)社会福祉士・精神保健福祉士等保有資格、社会福祉に関する実務経験、外部研究資金の申請・獲得実績、社会貢献活動に関する資料を提出すること。)

- ④ 社会福祉士の養成に関するソーシャルワーク実習(相談援助実習)、実習指導(相談援助実習指導)、演習(相談援助演習)の担当教員は、厚生労働省及び文部科学省が定めた資格要件を満たした教員によること。

5. 教育プログラム及び内容・方法に関する基準

(1) 教育プログラムの編成

- ① 教育プログラムが、教育目的・目標に照らして体系的に構成されており、その内容、水準、授与される学位との関係において適切であること。
- ② 学生の基礎学力の確保、またコミュニケーションスキルなどの汎用的技能、総合的な学習経験と創造的思考力等の学士力を開発するための教育プログラム体系的に構成されていること。
- ③ カリキュラムは、学生が批判的思考の仕方、論理性をもった学究的態度、新しい体験や考え方に対する受容度、生涯学習への積極的取り組みを、発展させていくことができるように保証するものとなっていること。
- ④ 学生が卒業時に獲得すると期待される社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育に関する知識、スキル、態度等の能力について、一定水準を確保するための一連の教育内容・方法が適切に構成されていること。

(2) 履修体系とその内容

- ① 上記の教育プログラムの編成の趣旨に沿って、学生の学習段階に応じた適切な履修体系が構成されていること。
- ② 学生の基礎学力や資質を明らかにすることを図るとともに、初年次教育の充実などその能力に応じた教育内容や履修の促進を図っていること。
- ③ 教育目標・方法に沿って、講義・演習や卒業論文などの授業において、事例研究、フィールドスタディ、グループ討論、スーパービジョン、その他多様で適切かつ効果的な教育方法が導入されていること。
- ④ 各授業科目について、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数になっていること。

(3) ソーシャルワーク実習・演習教育

- ① 実習・演習教育は、学生が専門職としての実践ができるようになるために十分な期間、多様な課題および学習の機会を与えるものになっていること。

- ② 大学（学校）と実習先機関・施設との間に、予め計画された連携と協力関係が明示されていること。
- ③ 実習指導者や実習スーパーバイザーのために、実習の基準、手続き、評価基準、期待される指導内容等について詳しく述べられた実習指導書、またはそれに準ずるものが準備されていること。
- ④ 社会福祉士を養成する実習（相談援助実習）における実習指導者は、厚生労働省及び文部科学省が定める要件を満たしている者が担当していること。また、その指導力が高められるよう大学（学校）がその機会を提供していること。
- ⑤ 実習においては、実習施設・機関との協力体制の上で行われ、学生が、実践スキルを習得する上で、効果的な内容になっていること。
- ⑥ 一連の教育プログラムの実習・演習教育に必要とされる適切で十分な資源が準備されていること。

(4) 授業計画（シラバス）

- ① 社会福祉に関する科目のシラバスについて、授業の目的・方針、主な授業方法、回数、各授業の内容、テキスト・参考文献、評価基準等があらかじめ明示され、活用されていること。
- ② 教育目標・方法や課程の編成などについて、学生に対して適切な説明がなされていること。個別的な履修の相談に応えていること。

(5) 単位認定・成績評価

- ① 学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の実態や要望を踏まえて適切に行われていること。
- ② 各学部・学科の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として作成され、学生に周知されていること。
- ③ 成績評価基準や卒業要件や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていること。

6. 教育の質の向上及び改善に関する基準

- ① 学科の教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検、評価が組織的に行われていること。また、教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいること。
- ② 学生の意見聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が、行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていること
- ③ 学科の教育内容及び成果について、積極的に社会的な評価を得ることに努め、

その検証を行っていること。

- ④ 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取り組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられていること。
- ⑤ 個々の教員は、自己点検・評価等の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っていること。

7. 教育環境及び運営に関する基準

- ① 教育目標・目的を十分に達成するために必要な設備（教室・演習室、実習指導室・情報処理学習のための情報機器・施設、学習室、研究室等）が確保されていること。
- ② 社会福祉学に関する図書、学術雑誌、視聴覚資料、情報機器その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていること。
- ③ 障がいのある学生への学習保障をするための教育環境が整備されていること。
- ④ 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、教育実践に反映させていること。

8. 学生への支援体制に関する基準

- ① 学生の関心や適性や意欲を評価し、学生の学習の定期的評価、コースやゼミの選択などについてガイダンス等においてアドバイスが適切になされていること。
- ② いかなる学生に対しても、人種、宗教、政治的思想、性、年齢、既未婚、障がいの有無、社会経済的地位にもとづいて、いかなる差別を行わないことが定められていること。
- ③ 学生等の構成員の人権を尊重し、侵害をなす各種（性的・学的・権力的）ハラスメントに対し、規定を整備し、適正に対応する体制を整備していること。
- ④ 学生に対しカリキュラム、教授（訓練）法、成績評価への苦情及び異議申し立ての手続きと対応の仕組みについて、あらかじめ明確に説明がなされ、学生への評価に不利益を与えることなく対応がなされていること。
- ⑤ 教育の過程で提示・収集される各種個人情報を個人情報保護規定に基づき、的確に保護すること。

9. キャリア開発の支援に関する基準

- ① 学生の進路選択に関する資料・情報、相談・支援体制が適切に整備されていること。
- ② 学生の課程終了後のキャリア開発に関して適切な助言・指導体制が整備されて

いること。

- ③ キャリア教育開発のために、実践現場や専門職能団体との連携・協働体制が整備されていること。

10. 教育・研究における創造性・社会貢献に関する基準

- ① 教育・研究資源を活用して、地域社会等への各種の貢献を行っていること。
- ② 文部科学省大学教育支援プログラムへの申請・採用状況、その他独自の教育の質を向上させるための組織的な取り組み状況
- ③ 教育・研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募・採択状況

11. 大学、学部・学科における独自の教育内容、成果などに関する特記事項

特に、大学、また学部・学科において、独自の教育内容やその成果について特記すべき内容について表記する。

(短期大学の加盟審査・認証基準)

- (専修学校の加盟審査・認証基準)
- (大学院修士課程の加盟審査・認証基準)
- (専門職大学院の加盟審査・認証基準)
- (大学院博士課程の審査・認証基準)

(付則)

- 1 本基準は、 年 月 日より施行する。
- 2 準会員、賛助会員として加盟申請する学校については、本基準を適用しない。

〈検討すべき内容・論点〉

- ① 本会として養成すべき共通の社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育のミッション・ステートメントの策定（学生のコンピテンシー、キャリアパスの設定を含む）の検討
- ② 社会福祉専門教育におけるコア・カリキュラムの構想の加盟基準、アクレディテーションにおける取り扱い
- ③ 教育組織における専任教員数の検討
- ④ 審査方法、基準の明確化、実施年度・体制の検討
各審査基準（例）
 - 5 大いに良好である
 - 4 良好である
 - 3 普通
 - 2 改善すべきである
 - 1 欠けている
 - 0 非該当

コメントの内容、総合評価

- ⑤ 入会の基準（正会員 準会員）、認証評価の基準
- ⑥ その他

「社団法人日本社会福祉教育学校連盟 教育水準向上のためのガイドライン」 (案)

(趣旨)

社会福祉教育は、人々の福祉を実現するために必要不可欠な有能な人材を育成し、同時に人々の福祉意識を涵養するための重要な意義を有するところから、社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下、学校連盟）は、本ガイドラインを策定することによって、この意義への責務を担うものとする。

(目的)

本倫理規定は、社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟校（以下、加盟校）が、本倫理規定を遵守することによって、広く福祉教育・社会福祉専門教育・社会福祉専門職養成教育・資格関連教育に求められる社会的責任及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(ガイドラインの柱)

- 1) 加盟校は、当該校の大学・学部・学科等の所属毎に、エデュケーション・ポリシーを策定し、教育の理念、方向を明示しなければならない。
- 2) 加盟校は、エデュケーション・ポリシーに従って教育を行う際に、教育が教育側と学生側との明示的・黙示的教育契約に基づいて実行されることに鑑み、以下の点を整備しなければならない。
 - ① 教員・職員・学生が教育を展開する上での相互の権利と義務を明示すること。
 - ② 当該教育体系への学生参加の途を設定すること。
 - ③ 加盟校が目標とする人材を明示し、キャリア形成の経路を明示すること。
 - ④ 科目を担当する教員の科目適格性を保持すること。
 - ⑤ 教育の過程で提示・収集される各種個人情報を加盟校の個人情報保護規程に基づき的確に保護すること。
 - ⑥ 科目の履修と単位取得に必要な開講時数を遵守すること。
 - ⑦ 学生が納入する学費等の費用負担の用途等の透明性を確保すること。
 - ⑧ 学生に不利益を与えない教育事務体制、組織体制とすること。
- 3) 加盟校は、教育における説明責任を果たすために、以下の点に留意しなければならない。
 - ① 当該福祉教育の目的に沿ったカリキュラム体系が明確に目的到達を実現できるものであること。
 - ② カリキュラム体系に示されている各科目のシラバスがその目標・内容・手段・評価（方法と基準）を適正に明示したものであること。
 - ③ 加盟校の各種入学試験等の透明性を確保し、社会に対してその選抜体系を透明なものにすること。

- 4) 加盟校は、教育効果を最大限に発揮する事ができる教育・学習・研究環境の維持・向上に、以下の点に留意しながら、努めなければならない。
- ① 講義・演習・実習等の教室環境を整備すること。
 - ② 図書館・情報機器等の学習・研究環境を整備すること。
 - ③ その他、キャンパス全般のアメニティを確保すること。
 - ④ 努めて少人数教育を実現すること。
 - ⑤ 障がいをもつ学生を含めた構成員への環境を整備すること。
- 5) 加盟校は、学生等の構成員の人権を尊重し、侵害をなす各種ハラスメントに的確に対応し解決しなければならない。
- ① 加盟校の構成員は、互いに人権を尊重し、相互に差別をしてはならない。
 - ② 各種ハラスメントとは、性的 (sexual)・学的 (academic)・権力的 (power)なそれを含む広範なものであることを認識すること。
 - ③ 対応においては、加盟校におけるハラスメント対応規程に則って、適正なものであること。
- 6) 加盟校は、教育の目的を的確に実現するために、教育能力の向上に努めなければならない。
- ① 加盟校のファカルティ・ディヴェロプメント指針に基づき、定期的な職務能力の向上に努めること。
 - ② 教育のための教材開発に努めること。
- 7) 加盟校は、日本学術会議、日本社会福祉学会等の研究倫理指針等に則り、教員・院生・学生の研究倫理の向上に努めなければならない。
- 8) 加盟校は、学生からの「教育に対する異議申し立ての仕組み」を設置し、適正な対応をしなければならない。
- ① 加盟校の教育体系・カリキュラム体系の履行状況への異議
 - ② 教員の教育（教授）・訓練法への異議
 - ③ 当該科目に関する教員からの評価への異議
- 9) 学校連盟は、加盟を希望する学校の入会審査に当たり、また、連盟の実施する教育評価に当たり、本ガイドラインにある要件を充足していないことが判明した場合は、当該学校へ改善の勧告を行うことができる。

別表1 「社会福祉専門教育委員会によるコア・カリキュラム構想」(案)

A 「社会福祉学」コア・カリキュラム (学部卒業・学士レベルを想定)

- ① 社会福祉概念の定義・内包・外延及びその概念に関する理論的立場を表示するもの
- ② 社会福祉概念で構成される社会事象およびその事象を産み出す諸要因を表示するもの
- ③ 社会福祉概念 (恐らく、富・資源・所得の再分配、保護・救済、援助・支援等の用語で意味されるもの) で包括される歴史事象を伝えるもの
- ④ 社会福祉の対象を表示するもの
- ⑤ 社会福祉対象への援助実践を表示するもの
- ⑥ 社会福祉の研究に関する方法を表示するもの

B 「社会福祉専門職養成教育」におけるコア・カリキュラム

専門職に必要な能力区分 (各群・項目ごとの操作化が必要)

操作化の例

群	項目	細項目	知識	実践	備考
I 群	1	①			
		②			
		③			

I 群 社会福祉専門職の基本に関わる実践能力

1. 人の尊厳と人権擁護を基本に据えた実践能力

- ① 基本的人権概念の把握
- ② 人権侵害概念と侵害状況の把握
- ③ 人権擁護概念と擁護方法の把握

2. 利用者の意思決定を支援する実践能力

- ① 利用者の意思決定という概念の意味と意義の把握
- ② 権利としての意思決定の法的・倫理的根拠
- ③ 意思決定の前提としての「能力論」と能力支援の意味と方法

3. 社会正義に基づいて広範な視野を有する実践能力

- ① 正義及び社会正義概念の把握
- ② 正義の下位概念の把握：自由・平等
- ③ 反正義状況の把握（世界の悲惨）

II群 理論的・計画的なソーシャルワークの展開能力

4. ソーシャルワーク理論やソーシャルワーク実践モデルを駆使したソーシャルワーク展開能力

- ① ソーシャルワークの一般理論（ジェネラリスト・モデル）
- ② ソーシャルワーク理論の歴史
- ③ ソーシャルワークの実践モデル
- ④ ソーシャルワークの展開（過程）モデル

例：インテーク・アセスメント・プランニング・介入・モニタリング等

5. 対象のレベル（個人・家族・集団・組織・地域・制度等）に対応したソーシャルワーク実践能力

- ① ソーシャルワークの対象レベルのとらえ方：マイクロメゾマクロ
- ② 各レベルの対象特性の把握
- ③ レベル特性に対応するソーシャルワーク技術特性の把握

6. ソーシャルワーク基本技術群及び多様な介入レパートリーを有した確実な実践能力

- ① ソーシャルワークの基本技術（例：面接技術・情報収集技術・交渉技術・連携技術等々）の把握と実行力
- ② ソーシャルワークの「方法」概念（ケース・グループ・コミュニティ・ファミリー・アドミニストレーション・ソーシャルアクション等々）の把握と実行力

- ③ 関連技術群（カウンセリング・ケースマネジメント・各種療法・各種測定技法等々）の把握と実行力

Ⅲ群 多様な利用者へのソーシャルワーク展開能力

7. 人間の発達段階を理解しそれに対応した多様なソーシャルワーク展開能力

- ① ライフサイクル・ライフコース・ライフステージ・生涯発達等の概念の把握
- ② 発達課題・生活課題概念と、課題分析の方法の理解
- ③ ライフイベント概念の把握

8. 問題群に対応した多様な利用者へのソーシャルワーク展開能力

- ① 伝統的問題群（貧困・疾病・家族関係・扶養・ケア・住居・生活環境等々）の理解と対応法（対応制度も含む）の把握
- ② 新問題群（労働・格差・犯罪・虐待・多文化・多人種等々）の理解と対応法（対応制度も含む）の把握

9. 多様な生活の場に対応したソーシャルワーク展開能力

- ① 生活における居住環境と各環境の生活の構造の把握
- ② 生活における転居・移動・移行の概念と実態の把握
- ③ 生活の場（地域・在宅・施設・中間形態）に応じたソーシャルワークの実践方法の把握と実行力

Ⅳ群 実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力

10. 多様な実践の場の理解と場に相応しいソーシャルワーク実践能力

- ① ソーシャルワーク実践の場の種別の理解と実践方法の把握（例：第1次分野・第2次分野、施設と機関という分類）
- ② 各実践の場の組織構造特性の把握（経営・運営・実践、ヒト・モノ・カネ・情報の特性）
- ③ 各組織構造におけるソーシャルワークの位置・地位と実践の特徴の把握

11. 他・多職種・機関と連携できるソーシャルワーク展開能力

- ① 各施設・機関における組織内多職種構成とその連携の実態の把握
- ② 各施設・機関の組織外他施設・機関の構成とその連携の実態の把握
- ③ 連携・協働・チームアプローチ・ネットワーキング概念の把握と実践方法の理解と実行力

V群 実践の中で研鑽・研究できる能力

1 2. ソーシャルワーク実践に関わる情報活用能力

- ① 情報活用に係る情報リテラシーの理解と実行力
情報源・アクセス法・情報機器媒体の活用
- ② 情報の比較対照・検討能力
- ③ プレゼンテーション能力

1 3. ソーシャルワーク実践の中で研鑽を深め、研究できる能力

- ① 実践水準の概念及び実践水準の把握方法の理解
- ② 自己研鑽・外部研鑽（研修・講習会）機会の活用
- ③ 研究法の理解と研究手続き・手順の把握と実行力